

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成29年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は、「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」をスローガンに、「笛吹市地域福祉活動計画」を地域住民のみなさん、行政と協働して、推進してまいります。また、笛吹市社会福祉協議会発展強化プランを着実に実行し、笛吹市地域福祉活動計画の推進を確実に図るための組織作りを進めます。

地域福祉部門では、昨年度に市民活動・ボランティアセンターが本格的に始動しました。地域における見守りについては、市の連絡協議会が立ち上がり、警察、消防等の専門機関と連携が図れるようになりました。これにより、子どもから高齢者まですべての見守りを行うネットワークが拡大しました。また、子ども子育て支援については、住民の皆さんと子育て関係のNPO、学校関係など市の関係部署と関係者連絡会議を開催し、具体的な活動が始まりました。さらに7つの町における座談会の開催など住民主体の活動の場作りが進み、地域福祉推進委員会活動が活発に展開されました。

在宅介護支援部門においては、重度医療者・生活困窮者等の困難事例、重度の認知症者、末期癌等の在宅看取り、緊急時対応など、社協のサービス事業者の役割として他事業者では対応困難な方への対応も継続し、実践してきました。さらに、笛吹市クラウドシステムへも参加しています。また、住民が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう行政、医療、多職種及び地域住民と連携し、地域の特性を踏まえた支援体制を整えてきました。特に、地域住民との協働や社協内連携の強化を図ってきました。

このように、医療との連携やインフォーマルサービス提供も含めた包括ケアシステムを実現するための体制作りを進めてきました。

本年度も上記のように分野横断的な地域福祉活動をさらに充実させていきます。これまで、実施してきた地域福祉推進に向けた活動・介護事業を中心にしたサービスの質の向上を目指します。また、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の個別のニーズ及び地域のニーズを積極的に見つけるための相談体制の充実強化をします。さらに、住民、あらゆる関係機関及び行政と協働してニーズの解決を図ります。また、現在の事業・サービスの内容（質・量）を精査し、さらに質の高い事業・サービスが実施できるよう、検討を進めます。そして、これまで以上に住民から頼りにされる社協を目指して行きます。

地域福祉推進に向けた活動・介護事業を中心にしたサービスの具体的な動きとしては、まず、一宮地区複合施設の開設に向け、確実に準備を進めます。この施設は、国が掲げる「地域の実情にあった統合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」に沿って開設されるもので、①地域住民が集い交流する場、②1日も長く在宅生活を支援するための短期入所施設、③要介護になっても充実した日々を過ごすためのデイサービス、④障がい者が就労し社会参加するため就労施設の4つの機能を備え、支えあいながら自分らしく活動できる地域コミュニティーの拠点としていきます。そのために、質が高く、

地域のニーズに応じられるサービス提供を行なえる体制づくりを強化していきます。

次いで、分野横断的な総合的な相談・支援体制の充実に向けては、来年度から受託する南部地域包括支援センター開設を視野に入れ、これまでの相談・支援体制をさらに充実させて、総合的で、積極的な相談・支援体制の構築を図ります。

これらの実現に向けて、系統的な職員教育を充実します。特に法人の中核となる30代40代の職員が中心となる監督職の職員教育の充実を図ります。また、それぞれの職員が置かれている立場で、住民やサービスの利用者のニーズに気づき解決につながるための力を身につけるための教育の充実も図ります。

この基本方針に基づき、次のように重点目標を定めます。

Ⅱ 重点目標

(Ⅰ) 相談・支援体制の強化を図る。

1. 総合的に、地域住民からの相談を受けニーズに応えられる体制を整備する。

地域に出向いての住民との関わりの中から、また、サービス利用者との関わりの中からニーズを発見し、相談を行い、問題解決を図る。

2. 積極的に実施する具体的な活動

子ども子育てに関する事業、生活困窮に関する相談支援に関する事業、市民活動・ボランティアセンターと連携したボランティア活動の活性化に関する事業等を積極的に実施する。

3. 社協内の協働体制を強化する。

総務部門、地域福祉部門及び在宅介護支援部門間の双方向の協働体制をさらに強化する。

(Ⅱ) 質の高い事業に対応するための組織体制作りを進める。

1. 現行の事業・サービスの目的を明確にし、地域福祉推進に向けた事業内容を検討する。

Ⅲ 各部門事業計画

(Ⅰ) 総務部門（総務課）

地域福祉推進に向けた事業がスムーズに行なわれるよう、各部門と調整を行います。また、適切かつ公正な予算管理を行います。

1. 部門目標及び課目標

ア 社会福祉法改正に伴う、適切な組織運営を行います。

イ 一宮複合施設の建設事業の推進をします。

ウ 包括支援センターの受託に向けた各種整備を行います。

エ 職員教育による資質向上を図ります。

2. 実施事業

ア 社会福祉法改正に伴う、新しい組織運営のための会議等を、適切に運営していきます。

1) 評議員会・理事会等開催を適切に運営します。

- イ 一宮複合施設開設に伴う諸事務の調整を行います。
- ウ 包括支援センターの受託に伴う市との連携調整と、社協内の連絡調整を行います。
- エ 職員の職務遂行能力の向上を図ります。
 - 1) 教育研修を推進します。
新任職員研修、初級職員研修、監督職研修、部門別研修、O J T
 - 2) 発展強化プランに取り組んでいきます。
- オ 福祉活動の理解と促進を図ります。
 - 1) 広報媒体すべてについて、内容の評価と今後の方向性の検討を行います。
- カ 指定管理施設の管理運営では、住民の福祉向上に向けて積極的な貸し出しを行います。
- キ 職場環境の改善を図ります。
 - 1) 労務管理、育児介護休業法及びストレスチェックなどの充実を図ります。
- ク 共同募金運動の推進を行います。
 - 1) 役職員が協働で共同募金運動を積極的に行い、配分委員会の充実により住民活動を応援します。
- ケ 社協内災害時対応の推進をします。
 - 1) 災害時初動行動マニュアルの作成をします。

(Ⅱ) 地域福祉部門

「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の個別のニーズ及び地域のニーズを見つけるための相談支援体制の強化を図ります。事業を通じたニーズの把握を行うとともに、積極的に地域に出向き、潜在しているニーズの把握に努めます。さらに、住民との連携・協働と社協内連携の強化により、ニーズの充足を図り、包括的支援体制の構築に努めます。また、事業評価を行ない、新たなニーズに基づいたサービス提供ができるように、事業内容の検討と整理を行います。

1. 部門目標

- ア 積極的に地域に出向き、個別のニーズから地域のニーズを把握する実践を行います。
- イ ニーズ解決ができるような専門職としての知識と技術を身につけます。
- ウ 在宅介護支援部門との連携を強化し、地域のニーズに対して総合的支援が行えるような体制づくりを進めます。
- エ 実践している事業を目的別に整理し、それらを質の高い事業とする為に統廃合を行います。

2. 担当課目標及び実施事業

(1) 地域福祉課

① 目標

- ア 個別ニーズから地域ニーズを把握してまとめます。
- イ 学習会を定例開催し、質の向上を図ります。
- ウ 在宅介護支援部門との連携強化を図ります。
- エ 活動計画の評価をもとに、事業の目的を明確化し、より質の高い事業を計画、実践

していきます。

② 実施事業

ア 関係機関等と連携を図り、個別ニーズから地域ニーズを把握してまとめます。

1) 以下の事業を通して積極的に住民のニーズを把握します。

- ・介護予防事業（区役員、民生委員・児童委員、ボランティア等）
- ・サロン活動支援（区役員、民生委員・児童委員、ボランティア等）
- ・生きがい支援事業（区役員、民生委員・児童委員、ボランティア等）
- ・福祉活動団体等支援（老人クラブ、障害者団体等）
- ・ボランティア活動支援（市民活動・ボランティアセンター等）
- ・交流事業等（区役員、民生委員・児童委員、ボランティア等）

2) 以下の事業を通じて、個別ニーズの集積から地域ニーズの把握に努めます。特に、生活困窮、子どもに関する課題、家庭における複合的な課題等の把握に努めます。

- ・各種相談事業（包括相談、職員相談）
- ・各種会議への出席（地域会議、個別カンファレンス）
- ・後見センター事業の充実（法人後見事業、成年後見利用支援事業、日常生活自立支援事業）

3) 以下の事業を通じて、ニーズの充足を図り、社会資源の拡充を図ります。特に、生活困窮、子どもに関する課題、家庭における複合的な課題等のニーズ充足、社会資源の充実に努めます。

- ・ボランティア養成事業
- ・福祉教育推進事業
- ・地域福祉推進事業助成金事業
- ・法人後見支援事業・市民生活支援員・市民後見人の養成

4) 住民ニーズの把握からニーズ充足、社会資源の充実に努めます。

- ・子ども子育て関係者連絡会

イ 学習会を通じて専門職としての資質向上を図ります。

- ・地域福祉部門研修会（伝達研修会、制度・施策学習会）
- ・他組織・他機関・社協内他課開催の学習会への積極的参加

ウ 在宅介護支援部門と協働して以下の事業に取り組むことで、在宅介護支援部門との連携を強化し、総合的で、包括的な住民の支援を行える体制づくりを図ります。

1) 地域社会資源の情報共有と事例検討会、介護支援ボランティアの育成とコーディネート

エ 各種住民会議や事業実行委員会等において、住民と共に事業の評価と今後の在り方について検討を行っていきます。

- ・地域福祉推進委員会
- ・各町交流イベント実行委員会
- ・老人クラブ等住民活動団体の会議
- ・市民活動・ボランティアセンター運営委員会とコーディネート事業
- ・後見センター運営委員会

(2) 障害者支援センター

① 目標

- ア 障がい者の地域生活支援における個別のニーズから地域のニーズを把握する実践を行います。
- イ 障がい者の生活支援における課題解決ができるような専門職としての知識と技術を身につけます。
- ウ 在宅介護支援部門との連携を強化し、住民のニーズに対して総合的支援が行えるような体制づくりを進めます。
- エ 実践している事業を目的別に整理し、質の高い事業、地域の障がい者のニーズに応じた事業の実践を目指します。

② 実施事業

ア ニーズの把握と社会資源の充実を図ります。

1) 以下の事業を通じて、積極的に住民のニーズを把握します。

- ・障害者地域活動支援センター事業
- ・個別活動支援事業
- ・精神障がい者デイケア事業
- ・スポーツ・レクレーション事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・本人活動支援事業（ピアサポート、障がい児の保護者の集い、太鼓教室、防災訓練参加、チャレンジ旅行）

2) 以下の事業を通じて、個別ニーズの集積から地域ニーズの把握に努めます。

- ・障害者相談支援事業
- ・障害者サービス利用計画作成事業
- ・地域自立支援協議会相談支援部会
- ・Ⅲ型部会
- ・地域会議

3) 以下の事業を通じて、社会資源の拡充を図ります。

- ・障がい者支援ボランティア育成事業
- ・手話奉仕員養成講座
- ・朗読奉仕員養成講座
- ・医療保健と各機関の連絡調整
- ・障がいの理解促進、啓発事業

イ 以下の学習会を通じて障がい者の差別解消、虐待防止など障がい者の権利擁護の理念を理解し、具体的実践ができる専門職の育成に努めます。

- ・課内学習会（月1回）
- ・地域福祉部門研修会
- ・地域自立支援協議会相談支援部会
- ・障害者差別解消法に関連する研修会
- ・権利擁護に関連する研修会

- ・その他障がい者支援関連研修会への積極的参加
- ウ 在宅介護支援部門と以下の事業に、協働して取り組むことで、在宅介護支援部門との連携を強化し、総合的で包括的な障がい者の支援を行える体制づくりを図ります。
- ・高齢障がい者の支援におけるスムーズなサービス移行
 - ・複合した課題をもつ世帯への支援
 - ・地域社会資源の情報共有と事例検討会
- エ 質の高い事業と当事者のニーズに応じた事業を進めます。
- 1) 以下の事業において、当事者や家族と共に事業を評価し、障がい当事者の主体的活動の支援を中心に、今後の事業推進の方向性を検討していきます。
 - ・本人活動支援事業
 - ・自立支援協議会当事者・家族部会
 - ・障害者団体連絡協議会活動支援
 - 2) 地域に出向いて以下のような新たな活動の場づくりを行います。
 - ・障がい者サロン事業（新規）
 - 3) 地域に開かれた施設作りを進めます。
 - ・Ⅲ型事業における地域住民との交流
 - 4) 一宮地区に開設予定の障害者就労施設が開設できるように、着実に準備を行っていきます。

（Ⅲ）在宅介護支援部門

社会福祉協議会の介護保険事業所として、地域生活の継続を支援できるよう居宅介護支援事業、通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業を展開し、社協の特徴を生かし、要介護・要支援者等の在宅生活を支援していきます。

介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を確保し、介護を必要とする状態になっても、出来る限り住みなれた地域でその人らしい自立した日常生活ができるよう、利用者の尊厳を尊重し質の高いサービスの提供を行っていきます。

1. 部門目標

- ア 在宅介護が困難な方、生活困窮者、重度認知症・ねたきり高齢者、精神・身体障がい者、医療重度者、在宅看取りの方への支援を積極的に行います。
- イ 総合事業への参入を行い介護予防と自立支援の推進に積極的に取り組みます。
- ウ 地域部門との協働を図り社協内連携を積極的に行います。
- エ 一宮新施設開設に向け短期入所施設（ショートステイ）、通所介護事業所（デイサービス）が開設できるよう準備をしていきます。

2. 担当課目標及び実施事業

（1）在宅介護支援課（通所介護事業所（デイサービス）・訪問介護事業所）

① 目標

- ア 職員の専門的知識の向上を図り、質の高いサービスの提供を行います。
- イ 総合事業への参入を行い介護予防と自立支援の推進に積極的に取り組んでいきます。
- ウ 地域住民や社協内連携を通して、地域生活の継続を支援できるサービスの提供をす

ることにより、利用者の増加を図ります。

1) 利用者の生活課題や生活のしづらさに視点を向け相談・支援体制づくりを行い、問題の解決に繋がられるよう、社協内の連携や地域住民と連携を図り問題解決につなげていきます。

2) 地域住民やボランティアとの関係作りをボランティアコーディネーターを中心に積極的に行ないます。

② 実施事業

ア 通所介護事業所（デイサービス）

- ・介護保険(要介護・要支援者)通所介護サービス
- ・障害者デイサービス相互利用
- ・総合事業「通所介護A」
- ・介護保険外サービス（お泊りデイサービス）
- ・食事サービス
- ・実習・研修生受入れ指導
- ・ボランティアの受入
- ・地域住民との交流会
- ・課内外の研修会への参加と学習会の実施

イ 訪問介護事業所

- ・介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供
- ・障害者総合支援
- ・高齢者生活援助員派遣
- ・障害者等社会参加支援
- ・総合支援事業「訪問A」
- ・実習・研修生受入れ指導
- ・介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）
- ・課内外の研修会への参加と学習会の実施

(2) 居宅介護支援事業所

① 目標

ア ケアマネジメントの質の向上を図ります。

イ 地域包括ケアシステムの実現に向け、医療と介護の関係機関、及び地域住民等との連携の強化をしていきます。

② 実施事業

- ・居宅サービス計画書（介護予防含む）の作成
- ・在宅生活支援、相談業務
- ・関係機関・地域との協働
- ・要介護認定調査業務の受託
- ・研修会・講習会の実施（外部講師、介護支援専門員研究大会での事例研究発表）
- ・内部研修の充実（事例検討会の継続）
- ・特定事業所継続（24時間対応と困難事例の受け入れ体制）

- ・市との連携による在宅介護システムの導入
- ・研修講師、実習等の受け入れ指導

以上